

新型コロナウイルスの感染を予防するために

市民の皆さん、事業者の皆さんには、感染の拡大防止に向けた取り組みに、ご協力をいただき感謝を申し上げます。
「With コロナ」の期間は当分続くと思われ、冬に向かって、季節性インフルエンザの流行も考えられます。
皆さんには、引き続き、感染防止にご協力をお願いします。

市民の皆さんへ

- 感染防止対策がなされていない感染リスクの高い施設の利用を控えましょう
- 発熱が続くほか、倦怠感、味覚障害等があれば、保健所へ相談してください
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします
 - 「3密」の回避、マスクの着用など、引き続き「新たな生活様式」に取り組んでください
 - 患者、医療・福祉関係者、お店などへの誹謗中傷や差別などは絶対にやめましょう

事業者の皆さんへ

- ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底しましょう
- 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示をお願いします
- 感染リスクの高い施設は、特に対策を徹底してください
 - 従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は仕事に従事させず、受診を勧めましょう
 - 在宅勤務や分散出勤、サテライトオフィスの取り組みを定着させましょう
 - 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードの掲示をお願いします

新たな生活様式を推進しましょう！

「3密」
の回避

ソーシャル
ディスタンス
の確保
(できるだけ 2m。
最低 1m)

マスクの着用、
咳エチケット
の徹底

手洗い・手指消毒
の徹底
(手洗いは 30 秒程度、
石けん・消毒液を
利用)

体温測定・
健康チェック
(熱や風邪の症状
がある時は
自宅療養)



<裏面もご覧ください>

新型コロナウイルス感染症関連の主な支援について

総合・医療

支援項目	内 容	問い合わせ先
予防・検査・医療の相談	発熱、風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等のいずれかの症状がある場合に相談する窓口	姫路市新型コロナウイルス感染症電話相談窓口・☎289-0055 FAX289-0099 平日 午前9時～午後7時 土日祝休日 午前9時～午後5時
姫路市の新型コロナウイルス対応措置の案内	新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応全般についての基本的な応答や専門窓口への案内	姫路市新型コロナウイルス関連コールセンター・☎223-9524 平日 午前9時～午後5時
兵庫県の新型コロナウイルス対応措置の案内	兵庫県が行っている新型コロナウイルス感染症に関する「兵庫県対処方針」、「ひょうごスタイル」等に関する相談窓口	新型コロナウイルス感染症対策相談窓口・☎078-362-9858 平日 午前9時～午後5時
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関、介護・障害施設等に従事されている方への慰労金の支給	兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 ・☎078-362-3056 平日 午前9時～午後5時
新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みを行う医療機関・薬局、介護・障害施設等への支援金の支給	兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 ・☎078-362-3056 平日 午前9時～午後5時
姫路市保健医療推進基金	医療機関を支援するための寄付の受け入れ	地域医療推進課・☎221-2399 平日 午前8時35分～午後5時20分

個人・世帯向け

支援項目	内 容	問い合わせ先
住居確保給付金	離職等または、やむを得ない休業等により住宅を喪失または、そのおそれのある方に對して、就職に向けた活動等を要件に、原則3ヶ月、家賃相当額（上限あり）を支給（収入・資産要件あり）	くらしと仕事の相談窓口（姫路市社会福祉協議会）・☎280-2301
緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸し付けを行う制度（上限20万円）	姫路市社会福祉協議会 ・☎280-2224
総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯に生活再建を行う間の生活費の貸し付けを行う制度（原則3ヶ月間。単身世帯は月額15万円以内。複数世帯は月額20万円以内）	姫路市社会福祉協議会 ・☎280-2224

- ※ 詳しくは、各担当課へお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください
- ※ 市外局番は記載のない限り「079」です
- ※ ◆は新たに追加した支援です

個人・世帯向け

支援項目	内 容	問い合わせ先
介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による65歳以上の方の介護保険料の減免	介護保険課・☎221-2445 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 3年3月31日まで)
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険課・☎221-2343 後期高齢者医療保険課 ・☎221-2315 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 3年3月31日まで)
住宅の退去を余儀なくされた方への市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職により、住宅の退去を余儀なくされた方への市営住宅の提供	住宅課・☎221-2632 平日 午前8時35分～午後5時20分
緊急雇用対策	就職の内定を取り消された方や雇用を打ち切られた方、離職を余儀なくされた「ひとり親家庭」の方などを、会計年度任用職員として採用	人事課・☎221-2172 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 定員に達するまで)
緊急学生支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的に厳しい環境におかれた大学生等へ給付金を支給（3万円）	企画政策推進室・☎221-2536 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 2年10月31日まで)
高等教育修学支援新制度	住民税非課税世帯・準する世帯の学生について、授業料等の免除減額や給付型奨学金の支給（各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口でも相談受付中）	日本学生支援機構奨学金相談センター ・☎0570-666-301 平日 午前9時～午後8時 ※受付期間等は各大学・専門学校等の学生課へご確認ください
新生児臨時特別給付金 ◆	国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児に対し、新生児一人あたり10万円を支給 ※支給対象：R2.4.28～R3.4.1生まれの新生児	こども総務課・☎221-2386 平日 午前8時35分～午後5時20分
ひとり親世帯臨時特別給付金 ◆	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給	ひとり親世帯臨時特別給付金担当 ・☎221-1502 平日 午前9時～午後5時
子育て応援臨時給付金 ◆	令和2年9月分の児童手当受給者（特例給付を含む。）に対し、児童一人あたり2万円を支給 ※一部の公務員の方は申請が必要です。	こども支援課・☎221-2312 平日 午前8時35分～午後5時20分



支援項目	内 容	問い合わせ先
産業デジタル化支援	<p>◆ 市内に本社のある中小企業者（個人事業主を含む）に対して、働き方改革や生産性向上に向けたデジタル化に要した設備投資を行った場合に費用の一部を補助 (補助対象費用の4分の3。従業員数1人につき15万円を上限額とし、最大300万円まで)</p>	雇用維持・事業継続相談窓口 • ☎ 221-2622 平日 午前9時～午後5時 ※受付期間等は電話等でご確認ください
持続化給付金	事業者・フリーランスを含む個人事業者、各種法人で売上が前年同月比50%以上減少した企業を対象に、法人200万円、個人事業主に100万円を上限に給付	持続化給付金事業コールセンター • ☎ 0120-279-292 (受付期間 3年1月15日まで)
家賃支援給付金	<p>◆ 中小法人、フリーランスを含む個人事業者であって、5月～12月の売上のいずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少、または連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少した企業を対象に、法人600万円、個人事業主に300万円を上限に給付</p>	家賃支援給付金コールセンター • ☎ 0120-653-930 申請サポート会場予約受付 (要予約・BIZ SPACE姫路) • ☎ 0120-150-413 (受付期間 3年1月15日まで)
雇用調整助成金	事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成 (1人当たり1日15,000円を上限)	ハローワーク姫路求人課 • ☎ 222-4511 ※受付期間等は電話等でご確認ください

妊婦と配偶者等を対象とした無料PCR検査の実施

産院での感染を防止し、安心安全な出産を支援します。

◆対象 市内産院で出産予定の妊婦および配偶者等で、検査に同意された方

◆実施期間 3年3月31日まで

◆問い合わせ

保健所予防課・☎ 289-1635

保健所健康課・☎ 289-1641

水道料金の減免（申請不要）

本市と契約している市民の皆さんの8月検針分から1月検針分までの水道料金の基本料金について、全額免除します。

◆問い合わせ

水道料金センター・☎ 221-2711

水道局総務課・☎ 221-2802

プレミアム付商品券等による地域商業の活性化

商店街が発行（販売）する期間限定のプレミアム付商品券等を支援し、地域商業の活性化を図ります。

◆問い合わせ

産業振興課・☎ 221-2453

ひとり親世帯への地場産品提供による支援

ひとり親世帯へ地場産品を配達し、生活支援を行います。また、地場産品の購入により、地元生産者や配送に協力していただく地元タクシー事業者を支援します。

◆対象 2年4月分または5月分の児童扶養手当が満額支給されている世帯（対象世帯には通知しております）

※支援期間中に手当の減額や資格喪失などで要件を満たさなくなった場合は、対象外となります

◆配達する食材（地場産品） 米、玉ネギ、ジャガイモ、のり、乾麺、菓子、ゆず加工品、アルファ化米など（季節により変更有）

◆配達時期 2カ月分の食料（1万2千円相当）を3回（6月・8月・10月頃）に分けて配達

◆問い合わせ

支援対象者に関すること

こども支援課・☎ 221-2311

配達品に関すること

雇用維持・事業継続相談窓口・☎ 221-2622

配達に関すること 交通計画室・☎ 221-2493